

総務省が定める地場産品基準の記載例について

号	地場産品基準内容	国から認められると考えられる例	認められないと考えられる例
1	本町内において生産されたものであること。(一次産業の品に限る)	多可町内で生産している一次産業の品	
2	本町内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。	○町内で生産された牛乳や果物を 100%使用して、町外で製造されたジェラート ○町内で生産された酒米を 100%使用して、町外において醸造した地酒 ○町内の事業者が 100%自社で栽培したリンゴを使用して、町外の工場で加工したリンゴジュース ○原材料の柑橘のうち9割以上に町内で生産された柑橘を使用したジュース	×製造に用いる牛乳のうち町内で生産された牛乳を約1割使用した、町外製造のアイスクリーム ×町内で生産された醤油・ポン酢を使用した、町外で加工されたもつ鍋・水炊き ×スチール缶の原材料となる鉄を町内で製造し、そのスチール缶を使用したビール
3	本町内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値(全体の半分以上)が生じているものであること。	○町内の事業者が町外で生産された原材料を使用し、町内で加工・品質保を一元管理し、当該事業者の自社製品として販売しているもの ○町外で生産された豚肉を、本町で切断・調理・袋詰めしている豚肉加工品 ○町外で生産された原材料を用いて、町内の醸造所において醸造した酒 ○町外で生産されたグラス等に、商品価値の主要な部分である伝統的な螺鈿細工や漆芸を町内において区域内事業者が施した工芸	×海外で生産し、町内事業者が検品を行っているラジオ ×町外で生産されているが町内の茶商が監修しているペットボトルのお茶 ×町内事業者がパッケージしている町外で生産されたフルーツ ×町外で生産されたビールに、多可町オリジナルのシールを貼ったもの ×町外から調達したブロック肉を、町内で単なる切断・パック詰めした精肉 ×町内での工程が、枝肉の切断である精肉
4	本町内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの(流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。)であること。	○多可町域を含む複数の地方団体の区域を管轄する JAに町内で生産された米を出荷して、当該 JA が町外で生産された米とブレンドし「〇〇米」として出荷されたもの ○町内で生産後、複数の地方団体を管轄する JA に出荷しており、流通構造上、近隣の団体で生産された茶葉と混在することが避けられない茶葉 ○町内で肥育後、近隣の複数団体を管轄すると畜場でと畜するため、流通構造上、近隣の団体で肥育された牛肉と混在することが避けられない牛肉	×町内で生産されたものと町外で生産されたものを全国の店舗で区別なく取り扱っているアイスクリーム
5	地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なもの	当該地方団体のゆるキャラグッズ ・当該地方団体をPR するためのオリジナルのポストカード ・当該地方団体をホームとするスポーツチームの応援グッズ	・かつて玩具の一大産地であったことから区域内に所在する協同組合に加盟しているが、現在では区域内に工場がなく区域外で製造する玩具 ・区域内で創業した事業者が区域外で生産する即席麺 ・当該区域の出身者であるパティシエが区域外で製造する洋菓子 ・包装紙に当該地方団体名が記載されているだけのもの ・区域外で製造している電子機器類の待受け画面に、当該地方団体の名称やゆるキャラ等を表示させたもの ・アウトドアブランドと連携協定を結び、当該ブランドと当該地方団体がコラボレーションしたロゴを印字した区域外で製造するアウトドアグッズ ・ゴルフによる町おこしの一環として、区域外で製造されたゴルフ用品に当該地方団体のキャッチコピーを印字したものの ・町のシンボルマークに使われた色を取り入れた限定カラーのルアー
6	前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の7割以上であること。	○町内で製造されたそばと町外で製造されたそばつゆのセット ○町内で生産された野菜の詰合せと町外で製造されたバーニカウダソースのセット ○町内で製造された曲げわっぱの弁当箱と町外で製造された弁当箱の収納袋のセット →町内と町外の調達費用を記載してください。その場合、町内の調達費用が全体の7割以上である必要があります。	×町外で生産された商品と多可町の PR 冊子をセットにしたもの ×町外で製造されたビールと市内で生産されたタオルをセットにしたもの ×海外製のタブレット端末に町内を探索できるアプリをあらかじめダウンロードしたもの ×町内で製造したタオルケットと海外製の空気清浄機をセットにしたもの ×町内で採取したハチミツと海外製のフライパンをセットにしたもの
7	本町内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が本町に相当程度関連性のあるものであること。	○役務(サービス)の提供の場合は、交流人口の増加による波及効果によって多可町の観光に寄与することを目的として、寄附者等が、実際に本町内を訪れることを前提に、本町内で提供されるものであって、次の㊦から㊨のいずれかに該当すること。 ㊦宿泊 本町内施設における宿泊、本町内施設における宿泊を伴うパッケージツアー等 ㊧体験 本町内を巡るツアー、観光農園体験、イベント、コンサート等 ㊨食事 本町内施設における食事プラン	左記以外の役務(サービス)

【注意事項】

- ①地場産品基準の根拠説明は、下記の「国から認められると考えられる例」に沿った記載を行ってください。
②根拠説明の記載がない場合は、返礼品として認められません。
③根拠説明のバックデータ(数値、価格の根拠)を総務省から求められる場合があります。
④参照：総務省QA https://www.soumu.go.jp/main_content/000893395.pdf